⑶　平成31・32・33年度（令和元・２・３年度）の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における「物品の製造」又は「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑹　電気事業法第２条第２項の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

⑺　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

⑻　農研機構が提示する仕様書等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。

３　入札手続等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒020―0198 岩手県盛岡市下厨川字赤平４
農研機構 東北農業研究センター　総務部会計課会計チーム　藤原　孝昭　電話019―643―3453

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　本公告の日から令和元年12月２日（火）までの土曜、日曜日及び休日を除く毎日午後５時まで、上記３⑴において交付する。
なお、郵送又はメールによる交付を希望する場合は、交付期間中に上記３⑴に示す連絡先に問い合わせをすること。

⑶　入札説明会の日時及び場所　本件についての入札説明会は開催しないが、入札説明書の交付時に必要に応じ説明を行う。

⑷　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出期限　本公告の日から令和元年12月４日（水）までの土曜、日曜日及び休日を除く毎日午後５時まで、上記３⑴に持参又は書留、簡易書留、一般（特定）信書便事業者により提出すること。

⑸　郵送等による場合の入札書提出期限　令和２年１月10日（金）午後５時まで（必着）、上記３⑴に書留又は簡易書留、一般（特定）信書便事業者により提出すること。

⑹　入札（開札）の日時及び場所　令和２年１月14日（火）午前11時30分
〒020―0198 岩手県盛岡市下厨川字赤平４
東北農業研究センター　研究Ｈ棟Ｈ―111

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、上記３⑷に示す提出期限までに申請書及び資料を提出し、経理責任者から競争参加資格の確認を受けなければならない。また、郵送等による入札にあたっては、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から申請書及び資料に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した競争参加資格を満たすと判断される書類を提出した入札者であって、実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomoyuki Yukawa, Director General of National Agriculture and Food Research Organization (NARO) Tohoku Agricultural Research Center

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Contract electricity used at Tohoku Agricultural Research Center (Akahira area), Contract power 510kW. Annual planned electric energy 2,364,600kWh

⑷　Fulfillment period : From 1 April 2020 through 31 March 2021.

⑸　Fulfillment place : NARO Tohoku Agricultural Research Center (Akahira area)

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 8 Cabinet Order concerning the Contract for NARO ;
②　Not come under Article 9 Cabinet Order concerning the Contract for NARO ;
③　Have Grade A, B, C and D on “manufacturing and selling of products” in terms of the qualification for participating in tenders by NARO (Single qualification forevery ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020, 2021 ;
④　Not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract ;
⑤　Be an electricity Retailer registered under the Article 2―2 of the Electricity Business Act ;
⑥　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2 ;

⑺　Time limit for Application for confirmation of qualification for participating in tender and Proposal : 5 : 00 PM 4, December 2019

⑻　Time limit for tender (Mailing) : 5 : 00 PM 10, January 2020

⑼　Time limit for tender (Bringing) : 11 : 30 AM 14, January 2020

⑽　Contact point for the notice : Takaaki Fujiwara Procurement Section, Tohoku Agricultural Research Center, NARO, 4 Akahira, Shimo-kuriyagawa, Morioka-shi, Iwate 020―0198, Japan. TEL 019―643―3453

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年９月30日
国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
総務部長　宮本　　宏

◎調達機関番号　818　◎所在地番号　08

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26、71、27

⑵　購入件名及び数量
①　外国雑誌（Scienceほか）　１式
②　外国雑誌（ワイリー電子ジャーナル）　１式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　納入期限　上記１⑵①令和３年３月５日、②令和５年１月４日

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（本契約においてリバースチャージが存在する場合はその金額を加えた金額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。